

建築物における環境エネルギー性能検討制度・ 自然エネルギー導入検討制度

目的

建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価する制度及び建築時に併せて自然エネルギー設備の設置を検討する制度を導入することにより、建築物の省エネルギー及び自然エネルギー導入の推進を図り、もって温室効果ガス排出量の削減を促進する。
(5年間で30,000棟の建築物をサポート)

対象者

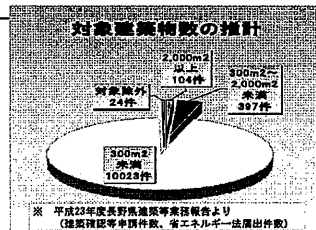
- 検討義務・・・建築主（依頼により設計者等が環境エネルギー性能の情報提供）
- 届出義務、揭示努力義務・・・建築主

対象行為

- 建築物の新築、改築（改築は、建築物単体で捉えた場合に新築、建替えに当たるもの）

制度の概要

- 建築物環境エネルギー性能検討制度
建築物の環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度
- 建築物自然エネルギー導入検討制度
建築時における自然エネルギー導入の可能性の説明に基づき、建築主に設備導入の検討を促す制度



	建築物環境エネルギー性能検討制度			建築物自然エネルギー導入検討制度			
	環境エネルギー性能検討（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	自然エネルギー導入可能性検討（建築主）	自然エネルギー設備情報揭示（建築主）	自然エネルギー導入検討結果届出（建築主）	未利用エネルギー活用検討結果届出（建築主）
10,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○
10,000㎡未満 2,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	×
2,000㎡未満 300㎡以上	○	○	×	○	○	×	×
300㎡未満 10㎡超	○ (移行期間中は努力義務)	×	×	○ (移行期間中は努力義務)	×	×	×
10㎡以下 施設 文化財 冷暖房等不要	×	×	×	×	×	×	×
備考	・建築主からの依頼により情報提供 ・出入口等への揭示 ・戸建住宅を除く			・届への届出 ・県は公表、助言できる ・建築主からの依頼により情報提供 ・出入口等への揭示 ・県は公表、助言できる ・届への届出 ・県は公表、助言できる ・届への届出 ・県は公表、助言できる			

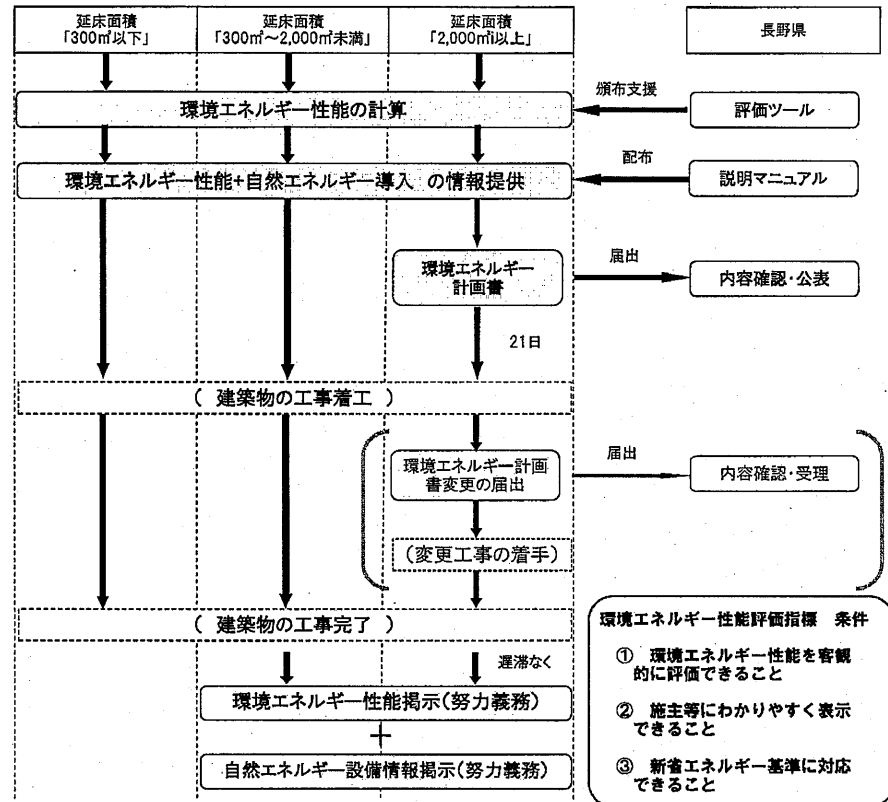
普及啓発

- 制度の普及を図るため、指針・マニュアルを作成の上、各種講習会を実施し、制度の普及に努める
- 環境エネルギー性能評価指標の取得講習会
- 建築物省エネルギー技術講習会
- 自然エネルギー導入マニュアルの作成

県による指導・勧告等

- 届出の内容について省エネルギー基準等に基づき指導・助言をすることができる
- 届出、報告等の提出などを行わない場合については、勧告・公表できる

建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度のフロー



建築物の地球温暖化対策制度における長野県の役割

種類	省エネルギーに関する規制				建築物環境エネルギー性能評価制度					建築物自然エネルギー導入検討制度			
	省エネルギー情報届出（建築主）	省エネルギー基準適合（建築主）	環境エネルギー性能検討（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	環境エネルギー性能届出（建築主）	自然エネルギー導入可能性検討（建築主）	自然エネルギー設備情報揭示（建築主）	自然エネルギー導入検討結果届出（建築主）	自然エネルギー導入検討結果届出（建築主）
2,000㎡以上	○	-	H28~	-	×	○	△ 任意	○	努力義務	×	○	×	○
2,000㎡未満 300㎡以上	○	-	H30~	-	×	×	×	×	努力義務	×	×	×	×
300㎡未満 10㎡超	×	-	H32~	-	×	○ (移行期間中は努力義務)	×	×	×	×	×	×	×

※ 凡例 ○ は制度が規定されていること
- は制度の役割分担がない（できない）こと
× は制度を適用していないこと